

消費生活 だより

「くらしの危険」
医薬品のインターネット通販による
定期購入に注意！

動画配信サイトの広告で見た、手足のしびれが取れるという医薬品を購入した。お試しのつもりで申し込んだら定期購入だった。仕方なく数回使用したが、発疹等の症状が出たため、かかりつけの医師に相談したところ、使用しないようにと言われた。昨日、2セット分の医薬品が届いたため、体に合わないので返品したいと連絡したが、定期購入になっているので、すぐには解約できないと断られた。返品したい。



●「一般用医薬品」に限り通販で購入できるようになりましたが、医薬品には副作用のリスクがあり実際に使用してみないと自分に合っているかなどの判断が困難です。事前に薬剤師や医師等の専門家に相談しましょう。

●定期購入は一定期間継続して商品を使用することが前提の購入方法であるため、継続的に使用する必要があるか検討しましょう。

●SNS等の広告表示では、定期購入が条件だと分かりにくい場合があります。最終確認画面で定期購入が条件となっていないか等をよく確認しましょう。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	10/7 (水) 21 (水)	☎22-1152
	二次元コードからも予約できます	
関ヶ原町	10/14 (水) 28 (水)	☎43-0070
養老町	10/5 (月) 19 (月)	☎32-1108
神戸町	10/13 (火) 26 (月)	☎27-3111
輪之内町	10/1 (木) 15 (木)	☎68-0185
安八町	10/8 (木) 22 (木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152



（予約優先）各会場とも
午前10時～正午、
午後1時～3時です。

10月の消費生活相談
（専門相談員による面談）
西濃6町のどこでも相談ができます

●困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください（消費者ホットライン188）。

トラブルになった場合に備え、広告表示や最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。



警察通信

Police Information

全国地域安全運動の実施

実施期間 令和8年10月11日(日)から同月20日(火)までの10日間

目的

防犯協会をはじめとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互の連携を一層緊密にすることにより、地域安全活動の効果を最大限に高めて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

運動の重点▶

- ・特殊詐欺の被害防止
- ・地域防犯力の強化
- ・犯罪に負担させないための対策

岐阜県重点犯罪▶

- ・住民を対象とした侵入盗(空き巣、忍込み、居空き)
- ・自動車盗
- ・自転車盗

垂井警察署重点犯罪▶

- ・万引き



問 垂井警察署 ☎22-0110